

再生可能エネルギー電源併設型
蓄電池導入支援事業
公募要領
＜令和４年度第２次補正予算 二次公募＞

公募期間：令和５年４月１０日（月）～６月２日（金）１７時

令和５年４月
一般社団法人太陽光発電協会

改訂履歴

日付	バージョン	改訂内容
令和５年４月１０日	V1.00	初版

補助金を申請及び受給される方へ

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、本公募要領を十分確認・理解する他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下、「補助金適正化法」という。）及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業交付規程をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識した上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、一般社団法人太陽光発電協会（以下、「JPEA」という。）は、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じて現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、JPEA から新たな補助金等の交付を一定期間、行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。なお、経済産業省が現在停止中の事業者として以下 URL にて公表されている事業者は本補助金の申請者等になることはできません。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨が規定されています。あらかじめ補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ JPEA から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を行った経費については、原則として、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、JPEA 又は経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃止し、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について JPEA の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

※ 処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に定める蓄電池電源設備の処分制限期間（6年）を準用して適用する（以下同じ）。

- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、JPEA 発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日が属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ 補助事業終了後、発電事業の状況や補助事業の成果等について、JPEA 又は経済産業省が提供を求めた場合は、協力するよう努めてください。
- ⑩ JPEA は、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等を JPEA のホームページ等で公表することがあります。

目次

1. 事業概要	5
1-1. 事業名称	5
1-2. 事業目的	5
1-3. 予算額	5
1-4. 補助対象事業	5
1-5. 補助対象事業者	6
1-6. 補助対象事業の要件	7
1-7. 補助率	8
1-8. 補助対象経費	9
1-9. 補助対象期間	11
1-10. 事業全体スケジュール	12
2. 応募申請	13
2-1. 公募	13
2-2. 応募申請	13
2-3. 申請時提出書類一覧	13
2-4. 交付決定前の変更等	15
2-5. 審査	16
2-6. 採択事業者の公表	17
2-7. 交付決定	17
3. 事業の実施	18
3-1. 補助事業の開始	18
3-2. 交付決定後の計画変更等	19
3-3. 中間検査	19
3-4. 実績報告及び補助金の確定	19
3-5. 精算払請求書及び補助金の支払い	20
3-6. 補助事業終了後における取得財産等の管理	20
3-7. 交付決定の取消、罰則等	21
4. 事前着手申請手続き	22
5. 応募申請書類様式	23
6. 参考資料	42

1. 事業概要

1-1. 事業名称

令和４年度第２次補正予算 需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金のうち、再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業

1-2. 事業目的

本事業は、再生可能エネルギー設備への蓄電池の併設を支援することで、再生可能エネルギーの導入の加速化及び最大限の活用を促し、エネルギー危機に強い経済構造への転換を図ることを目的とします。

1-3. 予算額

第一次、第二次合わせた予算額：255 億円の内数

※ 応募申請の合計額が予算額を超える場合等、採択審査の結果、不採択となることがある。

1-4. 補助対象事業

日本国内において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「再エネ特措法」という。)第 9 条第 4 項又は同法第 10 条第 1 項に基づく認定を受けて、発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業(※1)であって、当該再生可能エネルギー電気を発電する設備(※2)(以下「FIP 認定設備」という。)の一部として、蓄電池を新規に取得、設置するものを補助対象事業とします。

(※1) いわゆる「FIP 認定」を受ける事業であり、令和 4 年 3 月 31 日以前の改正前も含め再エネ特措法に基づく FIT 認定を受けた事業が、FIP 認定に移行する事業を含む。

(※2) 再生可能エネルギー電気を発電する設備とは、再エネ特措法第 2 条第 2 項に定める再生可能エネルギー発電設備をいう。

【用語の定義】

補助対象事業者	FIP 認定を受けて、FIP 認定設備を管理・運営するとともに、補助対象設備を所有し、補助対象事業を実施する者であって、1-5 の要件を満たす法人(※3)。
補助対象設備	補助対象事業の用に供するために、新規に取得し、設置され、FIP 認定設備の一部として設置される蓄電池関連設備。

(※3) 本事業において法人とは、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 1 項第 9 号の普通法人の他、第 6 号の公益法人等及び第 7 号の協同組合等、並びに地方公共団体及び地方公営企業とする。

1－5. 補助対象事業者

補助対象事業を行う者であって、以下の要件を全て満たす者を、補助対象事業者とします。

- ① 国内において事業活動を営んでいる一の法人であること。
- ② 本事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。
※ 直近の年度決算において債務超過の場合は対象外とする。
- ③ 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間を超えて、継続的に使用する者であること。
- ④ 本事業により取得した補助対象設備を、JPEA が交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその補助対象設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る者であること。
※ JPEA が検査等で固定資産台帳の提出を求めた場合は、これに応じること。
- ⑤ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
※ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できない（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
- ⑥ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者でないこと。
- ⑧ 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項により定める事業を実施する者でないこと。
- ⑩ 補助事業の終了後、JPEA 又は経済産業省の求めに応じて、発電事業の状況等について報告できる者であること。
- ⑪ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な者であること。

1-6. 補助対象事業の要件

補助対象事業は、以下の要件を満たす事業であることを要件とします。

i：本補助金への申請に当たって、本補助金の交付規程及び公募要領に定める要件等を理解し、当該要件等を遵守して補助対象事業を実施すること。

ii：再エネ特措法第9条第4項又は同法第10条第1項に基づき、公募開始日以降にFIP認定を受けること。また、当該認定計画において、補助対象設備が含まれること（※4）。

（※4） 補助金申請時点及び交付決定時点において、FIP認定を受けていることは求めない。ただし、補助対象事業の完了時において、FIP認定を受けたうえで、補助対象設備を含むFIP認定設備が原則運転開始している必要がある。詳細はivを参照のこと。

iii：本補助金への申請時点において、一般送配電事業者から、系統連系申込の回答を得ていること（※5）。

（※5） 既にFIT認定又はFIP認定を受けているが、蓄電池を併設するため、FIP認定を新たに受けるような場合には、本要件は不要。

iv：補助対象設備を含むFIP認定設備が、原則として令和6（2024）年2月29日までに設置され、運転開始（※6）するものとして新設される一定規模以上の設備（※7）であり、補助対象経費の単価が19万円/kWh以下（※8）であること。

（※6） 運転開始とは、FIP認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を開始していることを指す。ただし、一般送配電事業者の事情により、系統接続に予期せず遅延が生じるなどして、系統接続を除くFIP認定設備の工事が全て完了したものの、やむを得ず補助事業期間中に系統への電力供給を開始できない場合には、この限りではない。

系統から供給される電気をパワーコンディショナを通じて蓄電池に充電するよう整備する場合、当該電力量を計量し、また、当該蓄電池から系統へ供給する電気について、再エネ発電設備から供給される電気と系統から供給される電力量を区分して計量できるよう設計・整備すること。なお、系統から蓄電池への電力供給については、今後の系統電気の充電に係る制度見直しが行われた後に開始すること。

（※7） 蓄電池の容量（kWh）は、当該蓄電池に接続されるFIP認定設備の出力（ACベース）に0.5を乗じた値又は1,000kWhのいずれか小さい容量を下限とする。また、FIP認定設備の出力（ACベース）に3を乗じた値を補助対象の上限とする（これを超える規模の導入は妨げない）。

（※8） 補助対象経費の単価の算出方法は1-8. 補助対象経費を参照。

v：採用予定の蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去5年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないことその他の開発供給の適切性が確保されていることを確認することができる者であること。

vi：資源エネルギー庁による電力需給ひっ迫警報及び注意報、並びに一般送配電事業者による電力需給ひっ迫準備情報が発出された際、当該電力需給ひっ迫警報等による節電等の要請時間帯において、可能な限り導入する蓄電池を利用した電力供給を行うこと。

vii：蓄電及び放電した時間や電力量などの蓄電池に係る運用実績を取得、保管するとともに、JPEAが要請した場合には、当該運用実績を提出すること。

viii：事業の実施に当たり、関係法令を遵守すること。

ix：補助対象経費と対象外経費の区分け管理を行うこと。例えば再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備等）に係る経費等の対象外経費を除いた補助対象経費に係る仕様書を提示して相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定した上で見積内容に基づく契約を行い、仕様、見積、相見積、発注、検収、請求、支払証憑には補助対象経費として整理した内訳明細を付けること。

1－7. 補助率

○ 1/4 以内。

○ ただし、以下の（１）又は（２）に該当する場合には 1/3 以内（地域新電力特例）。

（１）法第 9 条第 4 項に基づき FIP 認定を取得し、新規に再エネ発電設備を導入する場合であって、発電する電力の全量を地域新電力(※9)に供給する場合

（２）地域新電力と FIT 特定卸供給契約を締結している発電設備について、法第 10 条第 1 項に基づき、FIP 制度に変更した上で、変更前と同程度の電力量の供給契約を当該地域新電力と契約する場合

(※9) 地域新電力とは、以下の（１）～（５）の全てを満たす者を指します。

(1) 次の①から⑤のいずれかに該当する者であること。

① 中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者であるもの

② 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者であるもの

③ 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者であるもの

④ 一般社団法人又は一般財団法人であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの

⑤ 公益財団法人又は公益社団法人であって、本事業の実施主体として適当と認められるもの

(2) 次の①～⑤のすべてに該当しないこと

① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※大企業とは、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者以外の者を指します。

(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 に基づき小売電気事業を営むことについて経済産業大臣の登録を受けた者であること。

(4) 補助対象事業者が次の①から④のいずれかに該当することが事業計画書・HP等の資料から確認できること

- ① 地方公共団体による出資
- ② 地方公共団体との出向・人材交流（自治体職員・首長の要職への兼務）
- ③ 条例に基づく事業の実施
- ④ 地方公共団体との共同事業の実施を事業計画に明記している

(5) その他、以下の①～⑥の全てを満たす者

- ① 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ② 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者でないこと。
- ④ 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- ⑤ 補助事業の終了後、JPEA又は経済産業省の求めに応じて、補助対象事業の状況等について報告できる者であること。
- ⑥ 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な者であること。

1-8. 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象設備の設計費、設備購入費、土地造成費、工事費とし、蓄電池の導入に伴って必要となる経費であることが明確であるものに限りします。

項目	内容
設計費	設備導入に必要な設備等の設計に要する経費。 ※ 設備の設計のみならず、土地造成等の関係工事に係る工事用図面の作成等の経費は設計費に計上すること。
設備購入費	蓄電システムを構成する以下の①～⑥に該当するもの ①蓄電池部（リチウムイオン、ナトリウム硫黄等） ②蓄電池部制御部分（BMS等） ③電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等） ④蓄電システム制御装置（計測・表示装置等、蓄電システムの付属設備であり、必要不可欠なもの） ⑤付帯設備（空調設備、筐体、分電盤等） ⑥その他蓄電システムに必要不可欠なもの
土地造成費 （※10、※11）	設備設置に必要な土地造成費。 ※ 土地の取得・賃貸借に係る費用、及び既存建物等の除去や建物躯体の補強に係る費用は対象外。
工事費	基礎、設備の据付及び電気配管等に係る工事費。

（※10）補助対象設備の設置に合わせて行われる、建物屋根の防水・改修工事や既存設備の移設・撤去・処分費、既存建物の解体・撤去に伴う除去費、建物躯体の補強工事費等は補助対象外のため、区分して経理すること。

（※11）交付決定前に土地の造成、整地及びフェンス工事を契約・発注・着手している場合、土地造成費については交付対象とならない。

【補助対象経費に関する注意事項】

- リース・レンタルに要する経費、中古品は補助対象外（電動車の駆動用蓄電池のリユース蓄電池を除く）。
- グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達とは原則として認めない。経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定すること。最低価格を提示したもの以外を選定する場合は、選定理由を明確にすること。
- 補助対象事業の実施に係る調達について、自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除すること。
- 補助率の異なる補助対象事業を組み合わせる場合は、適用される補助率ごとに補助対象経費を区分すること。
- 原則として、交付決定前に契約・発注等を行った経費を除く（事前着手申請手続きの詳細は、4. 事前着手申請手続きを参照）。
- 消費税及び地方消費税、振込手数料は補助対象外。

【他の国庫補助金等との重複】

- 本補助金と、他の国庫補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の併用は認めない。
- 税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口を確認すること。
- 地方公共団体による補助金等との併用可否については、それぞれの地方公共団体窓口を確認すること。
- 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合、速やかにJPEAに連絡すること。

【設備構成と設備単価の考え方】

- 補助対象設備は、関係法令に基づき、蓄電池やパワーコンディショナ等によって構築されるものであって、FIP認定設備に併設するために必要な構成による設備を原則とする。
- 1-6. 補助対象事業の要件ivに定める単価は、以下の計算式により算出する。なお、消費税及び地方消費税は含まない。

$$\text{蓄電池の単価（万円/kWh）} = \frac{\text{設備購入費＋工事費（万円）}}{\text{蓄電池の容量（kWh）}}$$

- 補助対象経費の単価を減少させるなどの目的で、意図的に補助対象設備及び経費を除外することはできない。検査等において、これが発覚した場合は交付決定を取り消すことがある。

1－9. 補助対象期間

① 事業開始日

交付決定日を事業開始日とします。

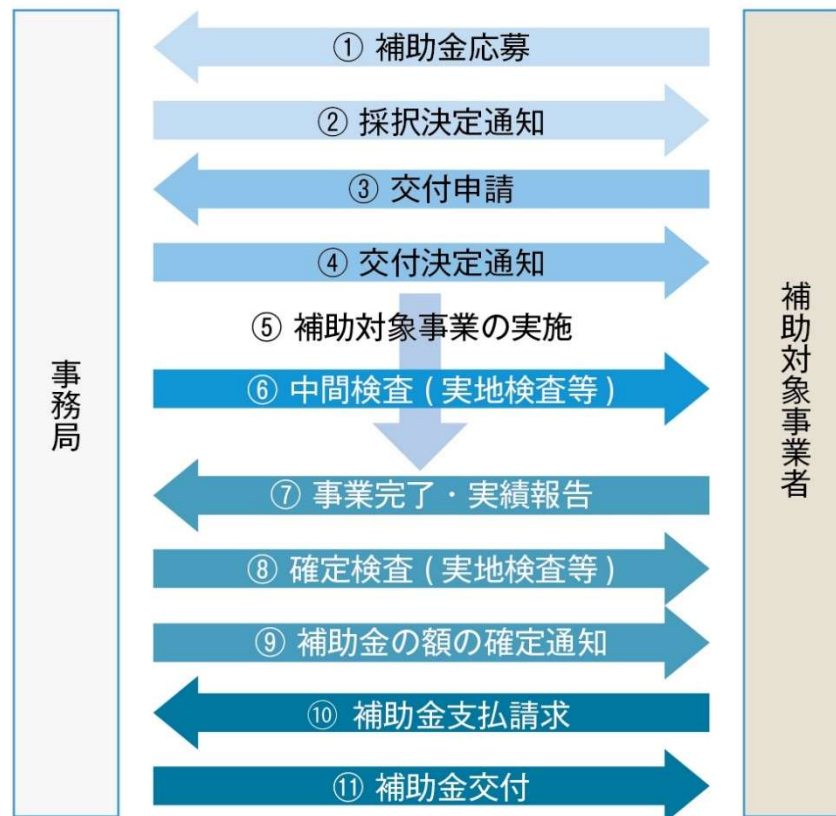
- ※ 原則として、契約・発注行為は交付決定日以降に行うこと。交付決定日以前に支出した経費は、事前着手の承認を得た経費を除き、補助対象とならない。
- ※ ただし、当該契約・発注に係る見積依頼・競争入札については、交付決定前の実施も有効とする。

② 事業完了日

補助対象設備の運転を開始した日を事業完了日とし、原則として令和６（２０２４）年２月２９日までに事業を完了させる必要があります（支払いを含む）。

- ※ 新型コロナウイルス等の影響によって納品が遅れ、事業完了の遅延が見込まれる可能性等も考慮の上、上記期限までに完了可能な実施スケジュールを検討すること。

1－10. 事業全体スケジュール



2. 応募申請

2-1. 公募

① 公募実施者

JPEA が公募を行います。なお、JPEA ホームページに公募関連情報を随時公開します。

② 公募期間

令和5（2023）年4月10日（月）～6月2日（金）17時

なお、申請受付は、6月2日（金）17時が申請期限であり、入力途中の場合は申請が行われたものとはならないため、時間に余裕をもって申請してください。

- ※ 本公募では jGrants（J グランツ。デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）でのみ申請を受け付ける。なお、申請には gBizID の取得が必須であり、gBizID の取得には通常約1週間程度かかるので注意すること。
- ※ JPEA は、提出書類及び提出書類に記載された情報について、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行、並びに業務遂行に必要な経済産業省への情報の提供のためにのみ利用し、申請者の秘密を保持する。なお、個人情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がある。
- ※ 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しない。また、申請を受理した書類の変更・差し替えは原則認めない。

2-2. 応募申請

応募申請は、jGrants ホームページからの電子申請によって受け付けます。入力については、同ホームページに掲載するマニュアルに従って作業してください。入力情報については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。なお、電子メールや紙媒体の郵送、窓口での提出による受付は行いません。

＜申請方法等に関する問い合わせ先＞

JPEA 太陽光発電推進センター（JP-PC）

電話：03-6628-7595（受付時間 9：30～17：30／土日・祝日は除く）

URL：<https://jp-pc-info.jp>

2-3. 申請時提出書類一覧

応募申請に際して、必要な提出書類は下記一覧表のとおりです。下記一覧表を確認の上、作成してください。また、別途 JPEA ホームページにおいて、提出書類の作成に際しての留意事項、交付申請書類の記入例を掲載しているので、ご確認ください。

【申請時提出書類一覧表】

●：提出必須、○：該当する場合に提出

番号	書類名称	提出 要否	指定・自 由・ 定型様式 の別	ファイ ル 形式	提出形 式
様式第 1	応募申請書（かがみ）	●	指定様式	Word	PDF
	別紙 1-1 補助事業に要する経費、補 助対象経費及び補助金の配 分表	●	指定様式		
	別紙 1-2 役員名簿	●	指定様式		
	別紙 1-3 誓約書	●	指定様式		
様式第 2	実施計画書	●	指定様式	Excel	Excel
	別紙 2-1 申請者情報	●	指定様式		
様式第 3	実施体制	●	指定様式	Excel	Excel
様式第 4-1	補助対象設備の整備計画 （総括表）	●	指定様式	Excel	Excel
様式第 4-2	補助対象設備による電気の 利用の計画	●	指定様式		
様式第 4-3	補助対象設備の設備構造図	●	指定様式		
様式第 5	資金計画	●	指定様式	Word	PDF
	別紙 5-1 借入金返済計画	○	自由様式	—	PDF
様式第 6	事前着手申請書	○	指定様式	Word	PDF
添付 1	申請者の会社情報（法人概 要）	●	自由様式	—	PDF
添付 2	申請者の決算書（直近１年 分）（開業１年未満の場合は 資本や資産などの状況が分 かる書類を添付。加えて、 合同会社の場合は、出資元 企業の決算書（直近１年 分）を添付）	●	自由様式	—	PDF
添付 3	申請者の商業登記簿謄本の 写し（３カ月以内のもの）	●	定型様式	—	PDF
添付 4	FIT or FIP 認定通知書（※ 12）	○	自由様式	—	PDF

番号	書類名称	提出 要否	指定・自 由・ 定型様式 の別	ファイ ル 形式	提出形 式
添付 5	補助対象設備の系統連系に係る接続検討の回答（低圧設備については、系統連系申込みに対する回答）を得ていることを証する書類 ※応募締切日から起算して10ヶ月以内に回答を得たもの。	○	自由様式	—	PDF
添付 6	地域新電力特例	○	指定様式	—	PDF
添付 7	添付 6 を提出した場合は、地域新電力と特定卸供給契約を締結していることが分かる書類	○	自由様式	—	PDF
添付 8	関係法令手続状況の説明資料	●	指定様式	Excel	Excel
添付 9	賃金引上げ計画の表明書	○	指定様式	—	PDF
添付 10	耐熱焼性を有していることが分かる書類（温度プロファイル、写真等含む）	○	自由様式	—	PDF
添付 11	広域認定に係る認定証の写し	○	自由様式	—	PDF

（※12）既に FIT 認定・FIP 認定を取得しており、蓄電池の導入に合わせ、新たに FIP 認定を取得し直す場合、取得済みの認定通知書を提出すること。申請時点において、FIT 認定・FIP 認定を受けていない場合は不要。なお、いずれの場合も、公募開始日以降に新たに取得した FIP 認定通知書について、取得次第提出することが必要。

【応募にあたっての留意点】

- 補助事業に係る契約・発注等は、原則として交付決定後に行うこと。交付決定前に契約・発注等を完了させた経費については、事前着手の承認を得た経費を除き、補助金の交付対象とならない。
- 応募に要した経費、その他補助金の採択を前提とした支出済の経費等について、不採択となった場合でも JPEA 及び経済産業省は一切補償しない。
- 応募申請内容に関する虚偽が発覚した場合や交付規程・公募要領に定めた要件を事業中又は事業終了後に満たさなくなった場合等、補助金の交付決定の取消や返還、補助事業者名称・氏名の公表を求めることがあるため、十分に検討の上、応募すること。また、補助対象設備の処分制限、交付決定の取消、補助金の返還等について、本公募要領 3-6 及び 7 に説明を記載しているので、必ず確認すること。

2-4. 交付決定前の変更等

申請を行った後に、申請者の代表者や住所の変更が生じた場合は、交付決定を受ける前に、必ず JPEA に問い合わせて指示を受けてください。

2-5. 審査

JPEA は、申請内容について以下の項目に従って審査、総合的な評価を行い、採択事業者を決定します。

（１）必須審査基準

以下の要件を満たしていることを必須として審査を行います。

- ①応募者及び応募された事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- ②応募された事業の事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- ③応募された事業に要する経費が適正であること。

（２）加点基準

上記（１）を満たす応募に対して、以下の項目(a)～(g)ごとに加点を行います。

①蓄電池・発電設備関係

- (a) 導入する蓄電池について、JIS C 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書及び証明に関する資料（温度プロファイル、写真等）を提出できるものであること（モジュール以上）。なお電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを２次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JET リュース電池認証等の第三者機関による証明書等により当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。
- (b) 故障や自然災害など有事の際のレジリエンス確保の観点から、以下の（ア）、（イ）を満たす蓄電池供給事業者が供給する蓄電池を利用するものであること。
 - （ア）蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制が整えられているか。
 - （イ）蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（電池セル等）を迅速に供給できる拠点が整えられているか。
- (c) 蓄電池（蓄電システム）の製造、加工、販売等の事業を行う者が、当該蓄電池（蓄電システム）において廃棄物処理法上の広域認定を取得していること。
- (d) 補助対象設備を含む発電設備の運転開始日の早さに応じて加点を行う。
- (e) 補助対象設備の単価の低廉さに応じて加点を行う。

②その他

- (f) 令和５（2023）年４月以降に開始する、補助対象事業の実施期間を含む補助対象事業者の事業年度において、対前年度比で大企業にあつては「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を３%以上、中小企業等にあつては「給与総額」を１.５%以上増加させる旨を従業員に表明している者（※13、※14）。

(g) 補助対象事業者が、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において定められた「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合（※15）

（※13）中小企業等とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

（※14）賃金引上げ計画の表明を行い、加点を希望する者は、申請に際して添付9「賃金引上げ計画の表明書」を提出すること。また、賃金引上げが実施されたかを確認するため、本項目に基づく加点を希望するものとして申請があった場合、表明書で示した賃金引上げの実施状況を確認するため、賃金引上げを表明した事業年度とその前事業年度の法人事業概況説明書を補助事業終了後、事業年度終了後2ヶ月以内にJPEAに提出すること。なお、表明した賃金引上げが行われていないことが判明した場合は、補助金の交付決定の取消及び返還を求める。

（※15）加点を希望する者は、様式第2別紙2-1において、パートナーシップ構築宣言を行っている旨を記載すること。なお、審査時点において、下記のwebサイトの登録企業リストに掲載されていない場合は加点しない。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

（3）採択方法

採択事業者の決定に当たっては、上記①及び②に従って、評価を行い、予算の範囲内で採択を行います。

（4）留意事項

提出書類に疑義がある場合などにJPEAから連絡を行うことがあります。連絡を受けた場合は速やかに対応し、当該疑義を解消してください。JPEAからの連絡に対して2営業日以内に返答がない場合や当該疑義が解消されない場合は、審査の対象外となるので留意してください。

なお、交付決定前に行われた補助対象設備等の契約・発注等に係る経費は補助金の交付対象外となるため、契約・発注は必ず交付決定後に行ってください。ただし、事前着手の承認を得た経費を除きます（事前着手申請手続きの詳細は、後述の4. 事前着手申請手続きを確認してください）。

2-6. 採択事業者の公表

JPEAは採択事業者を決定した後に、JPEAのホームページで事業者名を公表します。なお、採択・不採択の理由等の審査結果に対する個別の問い合わせには応じません。予めご了承ください。

2-7. 交付決定

JPEAは採択事業者に対して、2-6. 採択事業者の公表に合わせて、採択決定通知書を送付します。その際に、事業実施に必要な手続に関する案内を行うので、案内に従って速やかに交付申請を行い、交付決定を受けた後に、補助事業を実施してください。

なお、交付決定等の内容は、国のgBizINFO（<https://info.gbiz.go.jp/index.html>）においてオープンデータとして原則公開されます。予めご了承ください。

3. 事業の実施

3-1. 補助事業の開始

補助事業の実施に際しては、経済産業省の補助事業事務処理マニュアル（R4.6）に準拠するとともに、JPEAが指示する方法により、経理処理を行ってください。

なお、補助事業に係る契約・発注等は、原則として交付決定後に行ってください。交付決定前にすでに発注等を完了させた経費については、事前着手の承認を得た経費を除き、補助金の交付対象とはなりません。

補助事業者は、事業の実施にあたっては、原則として、見積依頼・競争入札等を実施し、当該設備に係る設計、設備及び工事等の発注先を選定してください。なお、競争入札等によることが困難又は不適當である場合は、その選定理由を明らかにした選定理由書を整えてください。

- ※ FIP 認定の取得に要する経費は補助対象外。
- ※ 当該契約・発注に係る見積依頼・競争入札については、交付決定前の実施も有効。
- ※ 原則として、見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人２者以上から見積書を取得すること。
- ※ 補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価をもって補助対象経費に計上すること（製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある）。

3-2. 交付決定後の計画変更等

交付決定後に補助事業の内容を変更しようとする場合は、予め JPEA の変更承認を得てください。計画変更等について、JPEA の承認を得ることなく、当初の事業内容と異なる事業を行っていた場合、補助金の支払いが認められない場合があります。

なお、補助事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに JPEA に報告を行ってください。補助事業の目的や応募要領に示した要件、交付規程に沿わない事業内容の変更等については、承認しない場合があるので、留意してください。

- ※ 交付決定後に補助対象設備や当該設備の設置場所等を変更する場合には、速やかに変更承認の手続を行うこと。なお、これらの変更は、交付決定額を超えず、本公募要領に示す要件を満たし、かつ事業実施可能性が変更前と比べて同等又は改善されると認められる範囲に限って承認するものとする。
- ※ 原則、交付決定後は地番変更を伴う補助対象設備の設置場所変更を認めない。ただし交付決定後に一般送配電事業者から接続検討の回答を得た結果、事業完了日に間に合わない場合等において、送配電事業者から補助事業の設備を事業完了日の期限内に系統接続して運転できるとの回答を得ている未着工の地番への変更は、補助事業を通じて原則１回に限り令和５（２０２３）年９月３０日迄に変更承認の手続きを行うことができる。
- ※ 上記の取り扱いは、事業計画の履行の不確実性があることを了承するものではないため、本趣旨を鑑みて補助事業の計画を策定するよう留意すること。また、不確実な計画により補助事業が変更・遅延・中止した場合、補助金の支払いが認められない場合がある。

【補助事業実施期間中の手続等】

変更内容	対応方法
補助事業の内容の変更（補助対象設備の仕様や立地場所、規模等の変更）	JP-PC への承認申請
補助事業者の代表者・住所の変更	JP-PC へ連絡し指示を受ける。
事業完了の遅延が見込まれる。	JP-PC へ連絡し指示を受ける。
その他	JP-PC へ連絡し指示を受ける。

3-3. 中間検査

JPEA は、必要に応じて事業期間中に現地調査を含む中間検査を行うことがあります。

3-4. 実績報告及び補助金の確定

① 補助事業の完了

補助事業者が、補助対象設備による運転を開始するとともに、補助対象設備の調達先等に対し

て補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。補助事業者は、原則として令和６（２０２４）年２月２９日（木）までに補助事業を完了させてください。

② 実績報告及び補助金の確定

補助事業者は、事業完了日から３０日以内又は令和６（２０２４）年２月２９日（木）までのいずれか早い日までに、実績報告書等の書類を JPEA に提出してください。

JPEA は、実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者へ通知します。なお、申請通りの設備が設置されていないなどの場合は、補助金の減額や不交付とすることがあるので注意してください。交付すべき補助金の額の確定に際しての検査にあたっては、支出した経費が、補助事業に使用されたことが確認できる資料を確認します。経済産業省の補助事業事務処理マニュアル（R4.6）に準拠するとともに、JPEA が指示する方法により、書類を保管・管理してください。

※ 補助対象と経費計上しているもので、請負又は委託契約（ただし、税込み 100 万円以上の取引に限る。）をしている場合は、契約先の事業者名、住所、補助事業者との契約関係、契約金額及び契約内容を記述した資料を提出してください。

3-5. 精算払請求書及び補助金の支払い

補助事業者は、JPEA から確定通知書を受理した後、速やかに精算払請求書を JPEA に提出してください。JPEA は、補助事業者から精算払請求書を受理した後、補助事業者へ補助金を交付します。

※ 補助金は原則として精算払とし、事業途中での概算払は行いません。

3-6. 補助事業終了後における取得財産等の管理

補助事業者は、補助事業の終了後においても、本事業により取得した補助対象設備を、JPEA が交付規程で定める取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ってください。

本事業により取得した補助対象設備を処分制限期間内に処分（一部又は全部に限らず、転用、譲渡、交換、貸付け、廃棄、取壊し又は担保に供すること）しようとするときは、補助事業財産処分承認申請書を提出し、予め JPEA の承認を受けなければなりません。その場合、補助金の返還が発生する場合があります。なお、蓄電池電源設備に係る処分制限期間は 6 年です。

なお、処分制限期間内に補助事業により整備した補助対象設備を他の企業等に承継することは、処分に該当します。

※ 処分制限期間内の FIP 認定事業者の変更は、補助対象要件を満たさなくなることから、処分に該当します。

3-7. 交付決定の取消、罰則等

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、補助金適正化法、交付規程、公募要領に定めた要件及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになります。

- 補助金適正化法第 17 条第 2 項の規定による交付決定の取消。
- 補助金適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- JPEA 又は経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4. 事前着手申請手続き

交付決定前に契約・発注等が行われた経費は、原則として補助金の交付対象となりません。

ただし、本事業の着実な完了を促進するため、交付決定前に JPEA から事前着手に関する承認を受けた場合は、本申請の承認日から交付決定日までの間に行う補助対象設備の調達に係る契約等について、有効なものとし、当該契約等に係る経費については補助対象経費とします。なお、交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではないので留意してください。

事前着手の申請は下記の方法により受け付けます。事前の申請・承認がない場合は、当該経費について補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

① 受付期間

令和5（2023）年4月10日（月）～ 6月2日（金）17時まで

② 提出方法

本補助金の応募申請と合わせて、事前着手のための申請を様式第6により作成し、JPEA のホームページからの電子申請により、本補助金の提出書類と合わせて申請してください。

③ 事前着手の承認の可否の通知等

事前着手の承認の可否を決定後、順次結果を通知します。

※ 事前着手の承認が得られた場合でも、審査の結果、本補助金の応募が不採択となる場合がある。その際、支出済の経費等について、JPEA 及び経済産業省は一切補償しない。

※ 事前着手の承認が得られなかった場合、交付決定日よりも前に行われた契約等に係る経費は補助対象外となる。

※ 事前着手申請の内容と応募申請時の内容が整合しない場合などは、事前着手の承認は無効となるため、記載内容に誤りがないようにすること。

5. 応募申請書類様式

(様式第１)

番 号
年 月 日

一般社団法人太陽光発電協会
代表理事 山口 悟郎 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和４年度第２次補正予算需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金のうち、再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業応募申請書

令和４年度第２次補正予算再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業公募要領に基づき、下記のとおり申請します。なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金交付要綱（２０２２１１０８財資第１号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知し、並びに下記の事項を遵守することを宣誓の上、申請します。

記

【宣誓事項】

- 申請内容が令和４年度第２次補正予算再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業公募要領に定める要件に合致し、これらの要件を遵守した上で補助対象事業を実施する。
- 補助対象事業の実施に際して、地方公共団体が定める条例を含め関係法令を遵守する。
- 補助対象事業により整備について、当該設備の廃棄処分について責任を持って適正に実施する。
- 補助金の申請内容に対する虚偽、又は関係法令、補助金適正化法、交付規程、公募要領に定めた要件及び交付決定の際に付した条件に関して合理的な理由なく違反する行為が認められた場合は補助金を返還する。

１．補助事業の名称 再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業	
２．補助事業の目的及び内容	
（１）発電事業者の名称（対象ＦＩＰ設備）	
３．補助金交付申請額	
（１）補助事業に要する経費	
（２）補助対象経費	
（３）補助金交付申請額	
４．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙１）	
５．役員名簿（別紙２）	
６．補助事業の開始及び完了予定日 交付決定日 ～ 年 月 日	

(別紙１－１)

１．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位：円)

補助対象経費 の区分	補助事業に 要する経費（注１）	補助対象経費の額 （注２）	補助率 （注３）	補助金の交付申請額 （注４）
設計費				
設備導入費				
土地造成費				
工事費				
合計				

注１：「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を指します。なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

注２：「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

注３：「補助率」は、以下に従い記入すること。

○ １／４以内。

○ ただし、以下の（１）又は（２）に該当する場合には１／３以内（地域新電力特例）。

（１）法第９条第４項に基づきＦＩＰ認定を取得し、新規に再エネ発電設備を導入する場合であつて、発電する電力の全量を地域新電力に供給する場合（公募要領参照）

（２）地域新電力とＦＩＴ特定卸供給契約を締結している発電設備について、法第１０条第１項に基づき、ＦＩＰ制度に変更した上で、変更前と同程度の電力量の供給契約を当該地域新電力と契約する場合

注４：「補助金の交付申請額」は、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は整備する発電所ごとに「補助対象経費」にその発電所に適用される補助率を乗じた額の合計（１円未満は切り捨て）のことをいいます。

注５：土地造成費について、発注・工事に着手済みの経費は、補助対象経費の額に含めることはできません。

(別紙１－２)

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で１マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で１マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は２桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(別紙１－３)

誓約書

(申請者名)が行う令和４年度第２次補正予算再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業に申請及び実施に際して、以下の事項を遵守することを宣誓し、誓約する。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てない。

1. 本補助金の交付規程及び公募要領に定める要件等を理解し、(申請者名)が当該要件等を遵守して補助対象事業を実施することができるよう協力を努めること。
2. 採用予定の蓄電システムのBMSのメーカー等について、過去５年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準等に反していないことその他の開発供給の適切性が確保されていることを確認できること。
3. 資源エネルギー庁による電力需給ひっ迫警報及び注意報、並びに一般送配電事業者による電力需給ひっ迫準備情報が発出された際、当該電力需給ひっ迫警報等による節電等の要請時間帯において、可能な限り導入する蓄電池を利用した電力供給を行うこと。
4. 蓄電及び放電した時間や電力量などの蓄電池に係る運用実績を取得、保管するとともに、J P E Aが要請した場合には、当該運用実績を提出すること。

年 月 日

氏名 法人の名称
 及び代表者の氏名 印

（様式第2）

実施計画書

申請者 住所

法人の名称

代表者氏名

①	事業完了予定日	
②	FIP対象設備の合計出力(AC)	kW
	FIP対象設備の合計出力(DC)	kW
③	蓄電池合計容量(kWh)	kWh
	補助事業蓄電池合計容量(kWh)	kWh
④	補助事業に要する経費の合計額	円
⑤	補助対象設備の単価	円/kWh
⑥	補助対象設備の整備力所数	箇所
⑦	系統からの充電の可能性有無(蓄電池を導入する場合)	
⑧	補助対象設備の保守点検・維持管理の方法	
⑨	保険加入の計画	
⑩	パートナーシップ構築宣言	
⑪	補助対象設備の解体・撤去に係る廃棄等費用の確保の計画	

(様式第２) 実施計画書
(別紙２－１)

申請者情報

①	申請事業者数	
②	補助対象発電所の総数	

申請事業者①

③	法人の名称	
④	法人の名称(カナ)	
⑤	法人番号	
⑥	代表者氏名	
⑦	所在地	
⑧	代表電話番号	
⑨	資本金	万円
⑩	従業員数	人(正社員の数)
⑪	主たる業種	
⑫	補助対象発電所の数	箇所
⑬	パートナーシップ構築宣言	

申請責任者①

⑭	氏名	
⑮	氏名(カナ)	
⑯	部署・役職	
⑰	所在地	
⑱	電話番号	
⑲	携帯電話番号	
⑳	メールアドレス	

(様式第3)

実施体制

申請者 住所

法人の名称

代表者氏名

※申請者、FIP設備、工事関係会社、関係を図で示してください。

※電力の利用に関する契約等の関係についても記入してください。

- ☐ 蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制が整えられている。
- ☐ 蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品(電池セル等)を迅速に供給できる拠点が整えられている。

補助対象設備場所に近い拠点 名称:
住所:
電話:

再エネ電源併設型蓄電池導入支援事業公募要領＜令和４年度第２次補正予算 二次公募＞

(様式第4-1)		補助対象設備の整備計画(総表)												
申請者(住所)														
法人の名称 代表者氏名														
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦.1	⑦.2	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
発電所 番号	発電所名	発電所 運転開始日	F _P 定格出力 AC(kW)	F _P 真とR出力 (kVA/MV)	燃料費削減率 (%)	計画年度電量 (kWh/年)	蓄電池の 接続容量	蓄電池容量 (kWh)	燃料費削減の 割合の算出	土地造成の 状況	設置場所(土 地・建物等)の 所有	蓄電池 運転開始 予定日	蓄電池 廃止 予定日	
合計														
1				0.0	0.0%				0					
2					0.0%				0.0					
3					0.0%				0.0					
4					0.0%				0.0					
5					0.0%				0.0					
6					0.0%				0.0					
7					0.0%				0.0					
8					0.0%				0.0					
9					0.0%				0.0					
10					0.0%				0.0					
11					0.0%				0.0					
12					0.0%				0.0					
13					0.0%				0.0					
14					0.0%				0.0					
15					0.0%				0.0					
16					0.0%				0.0					
17					0.0%				0.0					
18					0.0%				0.0					
19					0.0%				0.0					
20					0.0%				0.0					
21					0.0%				0.0					
22					0.0%				0.0					
23					0.0%				0.0					
24					0.0%				0.0					
25					0.0%				0.0					
26					0.0%				0.0					
27					0.0%				0.0					
28					0.0%				0.0					
29					0.0%				0.0					
30					0.0%				0.0					
31					0.0%				0.0					
32					0.0%				0.0					
33					0.0%				0.0					
34					0.0%				0.0					
35					0.0%				0.0					
36					0.0%				0.0					
37					0.0%				0.0					
38					0.0%				0.0					
39					0.0%				0.0					
40					0.0%				0.0					
41					0.0%				0.0					
42					0.0%				0.0					
43					0.0%				0.0					
44					0.0%				0.0					
45					0.0%				0.0					
46					0.0%				0.0					
47					0.0%				0.0					

①補助事業に要する経費(円)										②補助対象経費(円)										③		
合計	設計費 (原電池)	①原電材料	②建設材料 費(設計)	③電力装置経費	④建設システム 費(設計)	⑤付帯設備	⑥その他	小計	土地 取得費 (原電池)	工事費 (原電池)	合計	設計費 (原電池)	①原電材料	②建設材料 費(設計)	③電力装置経費	④建設システム 費(設計)	⑤付帯設備	⑥その他	小計	土地 取得費 (原電池)	工事費 (原電池)	適用される 補助率
原電機 番号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0							0			0	0							0			
2	0							0			0	0							0			
3	0							0			0	0							0			
4	0							0			0	0							0			
5	0							0			0	0							0			
6	0							0			0	0							0			
7	0							0			0	0							0			
8	0							0			0	0							0			
9	0							0			0	0							0			
10	0							0			0	0							0			
11	0							0			0	0							0			
12	0							0			0	0							0			
13	0							0			0	0							0			
14	0							0			0	0							0			
15	0							0			0	0							0			
16	0							0			0	0							0			
17	0							0			0	0							0			
18	0							0			0	0							0			
19	0							0			0	0							0			
20	0							0			0	0							0			
21	0							0			0	0							0			
22	0							0			0	0							0			
23	0							0			0	0							0			
24	0							0			0	0							0			
25	0							0			0	0							0			
26	0							0			0	0							0			
27	0							0			0	0							0			
28	0							0			0	0							0			
29	0							0			0	0							0			
30	0							0			0	0							0			
31	0							0			0	0							0			
32	0							0			0	0							0			
33	0							0			0	0				</						

④補助金交付申請書類(月)													⑤補助対象経費の単価										⑥1.a	⑥1.b	⑥2	⑥3	⑥4	⑥5	⑥6	⑥7	⑥8	⑥9	⑥10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
合計		設計費 (電費)		①事業費本部 制費(月)		②事業費本部 制費(月)		③事業費本部 制費(月)		④事業費本部 制費(月)		⑤事業費本部 制費(月)		⑥事業費本部 制費(月)		⑦事業費本部 制費(月)		⑧事業費本部 制費(月)		⑨事業費本部 制費(月)		⑩事業費本部 制費(月)		⑪事業費本部 制費(月)		⑫事業費本部 制費(月)		⑬事業費本部 制費(月)		⑭事業費本部 制費(月)		⑮事業費本部 制費(月)		⑯事業費本部 制費(月)		⑰事業費本部 制費(月)		⑱事業費本部 制費(月)		⑲事業費本部 制費(月)		⑳事業費本部 制費(月)		㉑事業費本部 制費(月)		㉒事業費本部 制費(月)		㉓事業費本部 制費(月)		㉔事業費本部 制費(月)		㉕事業費本部 制費(月)		㉖事業費本部 制費(月)		㉗事業費本部 制費(月)		㉘事業費本部 制費(月)		㉙事業費本部 制費(月)		㉚事業費本部 制費(月)		㉛事業費本部 制費(月)		㉜事業費本部 制費(月)		㉝事業費本部 制費(月)		㉞事業費本部 制費(月)		㉟事業費本部 制費(月)		㊱事業費本部 制費(月)		㊲事業費本部 制費(月)		㊳事業費本部 制費(月)		㊴事業費本部 制費(月)		㊵事業費本部 制費(月)		㊶事業費本部 制費(月)		㊷事業費本部 制費(月)		㊸事業費本部 制費(月)		㊹事業費本部 制費(月)		㊺事業費本部 制費(月)		㊻事業費本部 制費(月)		㊼事業費本部 制費(月)		㊽事業費本部 制費(月)		㊾事業費本部 制費(月)		㊿事業費本部 制費(月)																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368</

再エネ電源併設型蓄電池導入支援事業公募要領＜令和4年度第2次補正予算 二次公募＞

(様式第4-1)

補助対象設備の整備計画(総括表)

2. 整備スケジュール

実施項目		日程	～令和5年6月	7～9月	10～12月	令和6年1～2月
FIP申請日	完了					
FIP認定日	完了					
設計	着手					
	完了					
設備手配	着手					
	完了					
土地造成工事	着手					
	完了					
基礎・設備設置工事	着手					
	完了					
電気配管・配線工事	着手					
	完了					
標識・標線設置	完了					
使用前自己確認/使用前自主検査	完了					
運転開始(送電)	運開					

(様式第4-2)

補助対象設備による電気の利用の計画

申請者 住所

法人の名称

代表者氏名

発電所番号	導入設備				FIP定格出力 AC(kW)	計画発電量	蓄電池利用 年間電力量(kWh/年)	利用率
	メーカー名	型番	電池部種別	容量(kWh)				
1				0	0	0		0%
2				0	0	0		0%
3				0	0	0		0%
4				0	0	0		0%
5				0	0	0		0%
6				0	0	0		0%
7				0	0	0		0%
8				0	0	0		0%
9				0	0	0		0%
10				0	0	0		0%
11				0	0	0		0%
12				0	0	0		0%
13				0	0	0		0%
14				0	0	0		0%
15				0	0	0		0%
16				0	0	0		0%
17				0	0	0		0%
18				0	0	0		0%
19				0	0	0		0%
20				0	0	0		0%
21				0	0	0		0%
22				0	0	0		0%
23				0	0	0		0%
24				0	0	0		0%
25				0	0	0		0%
26				0	0	0		0%
27				0	0	0		0%
28				0	0	0		0%
29				0	0	0		0%
30				0	0	0		0%
31				0	0	0		0%

再エネ電源併設型蓄電池導入支援事業公募要領＜令和４年度第２次補正予算 二次公募＞

(様式第4-2)
補助対象設備の設備構造図

発電所番号

FPPの設備ID

申請者
住所

法人の名称
代表者氏名

システム構成図・設置図、設置機器等を記載のこと

・蓄電システム制御装置のプログラムの更新実施者が当該制御装置のメーカーと異なる場合には、備考欄にプログラムの更新実施者を明記してください。

No	設備内訳		メーカー	型番	数量	備考
	設備種別	設備名称				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

特殊試験に適合している	YES
故障や自然災害など有事の際のレジリエンス確保	YES
蓄電池の製造、加工、販売等の事業を行う者の建築物経理法上の広域認定の取得	YES

(様式第５)

資金計画

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

１． 資金調達計画

項目	金額（円）	備考
補助事業に要する経費		
うち、補助金交付申請（充当予定）額		
自己資金		
金融機関等からの借入金		借入条件： 補助対象設備の担保の有無：有・無
その他の収入金		

２． 借入金がある場合、借入金返済計画の詳細
※借入金がある場合は、「借入金返済計画」を別紙５－１（様式自由）として添付してください。

３． 収入金がある場合、収入金の詳細

(様式第６)

年 月 日

一般社団法人太陽光発電協会
代表理事 山口 悟郎 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の氏名

令和４年度第２次補正予算再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業事前着手申請書

需要家主導型太陽光発電及び再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金の応募申請中である以下の事業について、下記のとおり交付決定前に着手いたしたく、申請します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合、または交付決定額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

- １．補助事業の名称 再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業
- ２．補助事業の実施にあたり、事前着手が必要である理由

- ３．事前着手を要する契約等：

事前着手を要する 発電所番号	事前着手を要する 補助対象経費の項目	事前着手を要する 補助対象経費 の具体的な内容	着手（予定）の年 月日	事前着手に要する 経費の額（円）

- ４．担当者連絡先

申請者名（法人番号）	
連絡先住所	
部署名	
担当者氏名	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	

以上

＜事前着手申請とは＞

補助事業の開始（物品の購入・契約等）は、交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として補助金の交付対象とはなりません。

ただし、本事業においては、補正予算の経済対策という主旨に鑑み、早期の事業実施に必要となる経費について、補助金の交付決定前であっても、ＪＰＥＡから事前着手の承認を受けた場合についてのみ、当該承認日以降に契約／発注等を行った補助事業に要する経費も補助対象経費として認めます。

事前着手を希望する場合は、補助金の応募書類と併せて、本申請書を提出してください。

＜承認結果の通知＞

事前着手の承認の可否を判断後、結果を通知します。

通常、申請から１０日程度を目安に通知を行う予定ですが、内容や申請状況によってはさらに期間を要する場合がありますので、ご了承ください。

＜３．事前着手を要する契約等の記入方法＞

- ・事前着手を要する発電所単位で、該当する補助対象経費の項目等を記入してください。なお、②事前着手を要する補助対象経費の項目が複数の場合は、当該項目ごとに行を分けて記入してください。
- ・各項目に記入する内容は以下のとおりです。
 - ① 事前着手を要する発電所番号：当該契約等に係る提出書類の様式第４－１に記載する発電所番号を記入してください。
 - ② 事前着手を要する補助対象経費の項目：公募要領１－８補助対象経費のうち、該当する項目名（設計費、設備購入費、土地造成費、工事費）のいずれかを記入してください。
 - ③ 事前着手を要する補助対象経費の具体的な内容：公募要領１－８補助対象経費のうち、該当する具体的な経費の内容を記入してください。
 - ④ 着手（予定）の年月日：当該契約等の着手（予定）の年月日を記入してください。
 - ⑤ 事前着手に要する経費の額（円）：当該項目の事前着手に係る補助事業に要する経費の額（提出書類の様式第４－１⑤に該当する額）を記入してください。

（注意事項）

- ・事前着手申請は、応募申請の採択審査には一切影響を及ぼしません。
- ・事前着手が必要な事業者のみ、公募申請期間中に申請書と併せてＪＰＥＡに申請してください。
- ・本申請により、交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、承認日以前に着手した事業については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。
- ・本申請にあたり、交付規程・公募要領の内容（補助事業の目的、要件、補助対象経費、補助率、補助事業者の義務等）を全て確認し、理解した上で、事前着手の承認申請を行ってください。
- ・事前着手の承認を受けた場合であっても、交付申請時にＪＰＥＡにて申請経費の内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・事前着手が必要である理由についての内容が不十分な場合、事前着手は承認できません。承認の判断にあたり、記載内容に不明な点がある場合は、ＪＰＥＡから確認の問い合わせを行いますので、担当者連絡先を必ず記載してください。なお、当該担当者は申請者と同一の法人の方に限ります。

- ・補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のための支払を行ったことを確認できるものに限ります。支払は銀行振り込みの実績で確認を行います。
- ・事前着手による調達等についても、公募要領３－１に記載のとおり、原則見積依頼・競争入札等を実施してください。なお、競争入札等によることが困難又は不適當である場合は、その理由を明らかにした選定理由書を整備してください。

（添付6）実施計画書

関係者情報（地域新電力）

地域新電力事業者に関する情報

①	発電所番号	
②	法人の名称	
③	法人の名称(カナ)	
④	法人番号	
⑤	代表者の氏名	
⑥	所在地	
⑦	代表電話番号	
⑧	資本金	万円
⑨	従業員数	人(正社員の数)
⑩	地域新電力の要件を全て満たしているか ※公募要領 1-7. 補助率 (※9) (1)～(5)参照	

(添付8)

関係法令の手続状況の説明資料

申請者 住所

法人の名称

代表者氏名

令和4年度第2次補正予算再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業の申請に関し、補助対象設備の設置場所に係る関係法令(条例・規則を含む。)及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

発電所番号 _____

作成日 _____

発電所住所 _____

1. 発電設備の設置場所に係る関係法令への該当状況(注1)

	項 目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
2	都市計画法に基づく開発許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
3	宅地造成等規制法に基づく工事許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
4	河川法に基づく工作物の新築・改修の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
5	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用の許可、臨港地区内における行為の届出	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
6	海岸法に基づく海岸保全区域等の占用許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
7	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
8	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
9	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域又はほた山崩壊防止区域内の行為許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
10	景観法に基づく届出	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
11	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):

	項 目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
12	農地法に基づく農地転用許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
13	森林法に基づく林地開発許可等手続、伐採及び伐採後の造林の届出手続	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
14	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
15	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
16	自然公園法に基づく工作物新築許可等	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
17	自然環境保全法に基づく工作物新築許可等	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
18	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区の行為許可等	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
19	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の行為許可	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
20	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続(環境影響手続における事業名称:)	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
21	消防法上の規制に対する手続き(蓄電池)	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
22	その他の法律・条例に係る手続(注2) (法令名:)	☐ 該当有 ☐ 該当無 ☐ 確認中	☐ 手続済 ☐ 手続中 ☐ 手続予定 (年 月 予定)	確認日: 部署: 担当者名(役職): 連絡先(TEL):
上記以外の相談先(部署名)(注3)				

(注1) 掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続を行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。

(注2) 掲載した法令のほかに該当するものがあれば「22 その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。

(注3) 発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。

添付９

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○％以上とすること【を表明いたします。／について、従業員と合意したことを表明いたします】。

（記載時の留意点）

・事業終了後に当該表明書の内容について、留意事項１又は２における関連資料のご提出を頂くとともに、当協会にて内容を確認させていただきますので、それらを踏まえた記載内容の選択をお願いします。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
（住所を記載）
代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
株式会社○○○○
従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

(留意事項)

1. 企業概要を確認させていただくため、前年度の法人税申告書別表１を本表明書と同時に提出してください。
2. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を当該事業年度及びその前年度における同書を作成後、それぞれの「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
3. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出してください。
4. 上記１．による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、加点いたしません。
5. 他の補助金等に申請するために、すでに本表明書を当該年度中に省庁等に提出済みの場合、写しでの提出も可とします。

6. 参考資料

補助対象設備の構成例を示します。なお、以下の図は構成例を示したものであり、詳細は省略している部分があります。

本事業の実施にあたっては、電気事業法等の法令に基づき必要な設備構成により設置されるものを補助対象設備とすることを原則としているので、設備の構成に当たっては留意してください。なお、申請に際しては様式4-3に設備構成を示すことを求めています。様式4-3に掲載された設備であっても、電気事業法等の法令に基づき必要とされる設備以外が含まれる場合は、補助対象とならない場合があります。

【高圧設備の例】

